

災害により被害を受けられた方へ

土砂崩れや河川の氾濫などの災害により、家屋や農地などに被害を受けられた方へ町税の減免制度をお知らせします。被害を受けた場合は、個人町府民税、固定資産税について損害の程度に応じて減免を受けることができます。

1 個人町府民税

被災者（控除対象配偶者または被扶養親族を含む）が所有されている住宅又は家財につき、次の損害の程度（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く）並びに平成30年度合計所得金額の状況に応じて、次の割合により軽減又は免除を受けることができます。

軽減・免除の割合

財産に係る被害率 合計所得金額	減免の割合	
	3/10以上 5/10未満	5/10以上
500万円以下であるとき	1/2	10/10
750万円以下であるとき	1/4	1/2
1,000万円以下であるとき	1/8	1/4

*3/10以上の被害率とは、床上浸水以上を想定しています。

減免対象期間：災害発生時以降の平成30年度納期限未到来分

申請期限：納期限前7日まで

3期納期限未到来の場合：平成30年10月24日(水)

4期納期限未到来の場合：平成31年1月24日(木)

申請必要書類：町税等減免申請書、罹災証明書(罹災証明書は写しでも可。写し等がない場合は被害状況確認写真を添付してください)

2 固定資産税

被災した固定資産に限り、次の損害の程度により軽減又は免除を受けることができます。

①宅地及び農地

損害の程度	減免の割合
被害面積が8/10以上であるとき	10/10
被害面積が6/10以上8/10未満であるとき	8/10
被害面積が4/10以上6/10未満であるとき	6/10
被害面積が2/10以上4/10未満であるとき	4/10

②家屋

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	10/10
主要構造部が著しく損傷し、大規模な修理を必要とする場合で、家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき	8/10
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき	6/10
被害面積が2/10以上4/10未満であるとき	4/10

*宅地及び農地以外の土地は①「宅地及び農地」に、償却資産については②「家屋」に準じます。

減免対象期間：災害発生時以降の平成30年度納期限未到来分

申請期限：納期限前7日まで

3期納期限未到来の場合：平成30年12月21日(金)

4期納期限未到来の場合：平成31年2月21日(木)

申請必要書類：町税等減免申請書、罹災証明書(罹災証明書は写しでも可。写し等がない場合は被害状況確認写真を添付してください)